

寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市条例第38号

寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

寒河江市立病院使用料及び手数料条例（昭和45年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号を次のように改める。

(4) 前3号以外にあつては、別表に定めるものほか、管理者が別に定める。

別表中

「

文書料	1通につき	3,000円以内で管理者が別に定める額	
-----	-------	---------------------	--

」を

「

文書料	1通につき	5,000円以内で管理者が別に定める額	
-----	-------	---------------------	--

」に、

「

訪問交通費	1キロメートルにつき	40円	法に基づく基準又は点数表等の規定により算定する場合に限る。
洗濯機等使用料	洗濯機及び乾燥機各々1回につき	100円	
病衣使用料	1組1日につき	70円	
寝具使用料	1組1日につき	200円	

」を

「

訪問交通費	1キロメートルにつき	40円	法に基づく基準又は点数表等の規定により算定する場合に限る。
-------	------------	-----	-------------------------------

」に
改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請又は請求のあった施設の使用又は文書の交付に
係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。